

2025.11.25

焼津市と「遺贈に関する協定」を締結

静岡銀行（頭取 八木 毅）では、相続関連サービスの強化を目的に、本日、焼津市（市長 中野 弘道）と「遺贈に関する協定」を締結しましたので、その概要をご案内します。

なお、遺贈に関する協定の締結は、今回で14例目となります。

※協定締結先(13先)／浜松市、浜松医科大学、日本赤十字社静岡県支部、READYFOR㈱、島田市、吉田町、掛川市、伊東市、磐田市、静岡県立大学、静岡県、静岡文化芸術大学袋井市

1. 締結日 11月25日（火）

2. 締結の背景、目的など

○高齢化社会の進展を背景として、相続に関する相談が増加し、お客さまのニーズが高度化・多様化しているなか、静岡銀行では、お客さまの意向に沿った円滑な手続きを支援するため、相続関連サービスの強化に取り組んでいます。

○こうしたなか、「人生最後の社会貢献」として、遺産の全部または一部を公共団体等へ贈与する「遺贈」について、焼津市と協定を締結しました。

○本締結により、焼津市への「遺贈」を希望されるお客さまに対して、その想いを確実な形として実現できるようお手伝いさせていただきます。

3. 締結式の概要

○日 時／11月25日（火）15時30分～16時00分

○場 所／焼津市役所

○出席者／焼津市 市長 中野 弘道
静岡銀行 常務執行役員中部カンパニー長 村山 栄之

＜ご参考＞紹介スキーム

